

防府市母子生活支援施設入所の取扱いに関する要綱

平成21年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子生活支援施設への入所について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所等)

第2条 法第23条第2項の規定による申込みをしようとする者は、母子生活支援施設入所申込書（別記第1号様式）に当該申込みをしようとする者の属するすべての世帯員の前年分の所得税又は当該年度分の市民税の課税額を証する書類（申込み時においてこれらの課税額がいずれも明らかでない場合は、それぞれ前々年度分又は前年度の課税額を証する書類）を添えて防府市福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による入所の申請があった場合において母子生活支援施設への入所を認めたときは、当該申請をした者又は本人に対し、母子生活支援施設入所承諾書（別記第2号様式）により通知するとともに、施設の長に対し、母子生活支援施設入所委託通知書（別記第3号様式）により通知しなければならない。

3 所長は、第1項の申請を却下したときは、当該申請をした者に対し、理由を付して、その旨を母子生活支援施設入所不承諾通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

4 所長は、母子保護の実施を解除した場合は、保護者及び施設の長に母子保護実施解除通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(台帳等の整備)

第3条 所長は、台帳等必要な書類を作成し、整備しておくものとする。

(費用の徴収等)

第4条 市長は、法第56条第2項の規定により、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）に基づく徴収金基準額により算定した入所費用を、本人又はその扶養義務者（以下「納

入義務者」という。)から徴収することができる。

2 前項の徴収金の額は、第2条第2項に規定する母子生活支援施設入所承諾書に記載して通知しなければならない。

3 前項の徴収金の額に変更すべき事由が生じたときは、その都度その額を変更し、徴収金額変更通知書(別記第6号様式)により納入義務者に通知しなければならない。

(徴収金の額の特例)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない理由により納入義務者の負担能力に変動が生じたときは、前条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める基準により算定した額を徴収金の額とすることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

(宛先)防府市福祉事務所長

申込者 住 所
氏 名 ㊟

下記のとおり母子生活支援施設へ入所したいので、児童福祉法第23条第2項の規定により申し込みます。

記

入所を希望する母子生活支援施設名	第1希望
	第2希望
母子保護の実施を希望する理由	
母子保護の実施を希望する日	年 月 日から

○入所を希望する世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日 個人番号	性別	職業又は 就学の状況等	備考
世帯 員		本人		/		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
生活保護の状況		適用なし・適用あり (年 月 日保護開始)				

添付書類

- ・徴収額決定のために必要な事項に関する書類(課税証明書等)

別記第2号様式(第2条関係)

母子生活支援施設入所承諾書

第 号
年 月 日

様

防府市福祉事務所長

印

あなたの母子生活支援施設の入所について、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、防府市母子生活支援施設入所の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、あなたの納める負担金は、下記のとおりです。

記

入所する保護者及びその監護する児童の氏名	
入所する母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施開始日	年 月 日
負 担 金 額	円

※ 負担金は、追って送付する納付書により納期限までに納めてください。

別記第3号様式(第2条関係)

母子生活支援施設入所委託通知書

第 号
年 月 日

様

防府市福祉事務所長

印

児童福祉法第23条の規定に基づき、次のとおり入所を決定しましたので、入所を委託します。

入所者氏名				居住地			
生年月日	年 月 日生		職 業		月収	円	
世帯構成	氏 名	続柄	生年月日	年齢	職 業	月 収	
入所を必要とする事由			生活保護の有無 種別 月額				
母子保護に係る 入所者負担額	全額負担 全額免除 一部負担月額 円		入 所 年 月 日	年 月 日			

別記第4号様式(第2条関係)

母子生活支援施設入所不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

防府市福祉事務所長

印

あなたの母子生活支援施設の入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

(理由)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

別記第5号様式(第2条関係)

母子保護実施解除通知書

第 号
年 月 日

様

防府市福祉事務所長

印

次の保護者及びその監護する児童についての母子保護の実施を解除すること
にしましたので、通知します。

退所する保護者及び その監護する児童の氏名	
退所する母子生活支援施 設の名称及び所在地	
母子保護の実施の解除の 年月日	年 月 日
母子保護の実施の解除の 理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

別記第6号様式（第4条関係）

徴収金額変更通知書

年 月 日

様

防府市福祉事務所長

印

次のとおり徴収金の額の変更をしましたので通知いたします。

入所者（児）の氏名 及び生年月日	年 月 日生	
入所施設の名称		
徴収金の額 及び階層区分	変更後	変更前
	円 階層区分	円 階層区分
変更月	年 月 日から	
変更理由		

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。